

意匠分類記号	意匠分類の名称
B5-500	サンダル

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
B5-50	全	サンダル			
B5-50A	全	サンダル(つっかけ型)			
B5-50AA	全	サンダル(つっかけ型・バックストラップ付き)			
B5-50B	全	サンダル(ミュール型)			
参考分類・参考物品					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
サンダル					
定義					
<p>サンダルを分類する。 サンダルとは、足を乗せる台と足を保持するためのストラップからなる開放性の履物を指す。 特に踵部分が開放されている履物を含む。 ヒールの高低は問わない。</p>					
登録1171114号 B5-500AA サンダル 	登録1170775号 B5-500AB 短靴 	登録1138780号 B5-500AC サンダル 	登録1168427号 B5-500AD サンダル 		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)					
草履、下駄は含まない。(指股部のあるものは全てB5-020(草履)に分類する)					
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)					
甲部がバンドやストラップのみから成っている靴であっても、踵部が覆われているものは短靴(B5-10)に分類する(主にC、孔有り等を付与)。					
過去に分類した物品の名称					
サンダル	短靴				